

頁	現行	改正												
	第 1 章 市民と地域の防災力向上	第 1 章 市民と地域の防災力向上												
	第 1 節 災害に強い人づくり 1 市民による自助の備え (略)	第 1 節 災害に強い人づくり 1 市民による自助の備え (略)												
2-4	2 市民の防災意識の啓発 (1) 防災意識の啓発 (略) (2) 家庭における予防対策の推進 (略) (3) 各機関がとる市民の防災意識啓発のための取り組み <table><tr><th>実施主体</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>小金井警察署</td><td>○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施</td></tr><tr><td>国分寺消防署</td><td>○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載や SNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（＃ 7 1 1 9）及び東京版救急受診ガイド（w e</td></tr></table>	実施主体	対策内容	小金井警察署	○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施	国分寺消防署	○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載や SNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（＃ 7 1 1 9）及び東京版救急受診ガイド（w e	2 市民の防災意識の啓発 (1) 防災意識の啓発 (略) (2) 家庭における予防対策の推進 (略) (3) 各機関がとる市民の防災意識啓発のための取り組み <table><tr><th>実施主体</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>小金井警察署</td><td>○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施</td></tr><tr><td>国分寺消防署</td><td>○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載や SNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（＃ 7 1 1 9）及び東京版救急受診ガイド（w e</td></tr></table>	実施主体	対策内容	小金井警察署	○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施	国分寺消防署	○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載や SNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（＃ 7 1 1 9）及び東京版救急受診ガイド（w e
実施主体	対策内容													
小金井警察署	○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施													
国分寺消防署	○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載や SNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（＃ 7 1 1 9）及び東京版救急受診ガイド（w e													
実施主体	対策内容													
小金井警察署	○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施													
国分寺消防署	○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載や SNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（＃ 7 1 1 9）及び東京版救急受診ガイド（w e													

頁	現行		改正	
		b) による救急相談の普及啓発 ○ 市民、事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し、優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発		b) による救急相談の普及啓発 ○ 市民、事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し、優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
	N T T 東日本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用ブロードバンド伝言板（W e b 1 7 1）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル 1 7 1 等の利用方法等の紹介 ○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動	N T T 東日本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用伝言版（W e b 1 7 1）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル 1 7 1 等の利用方法等の紹介 ○ 事前設置型災害時用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
	東京ガスグループ	○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページへの掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○ 防災・安全に関する取り組み対策紹介	東京ガスグループ	○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページへの掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○ 防災・安全に関する取り組み対策紹介
	東京電力パワーグリッド 立 川 支 社	○ ホームページ・携帯サイトでの停電情報、地震情報、災害時マップの提供 ○ 家庭用分電盤の定期的な取り換えや感震ブレーカーの設置等災害に備えた電気安全チラシの作成、配布 ○ 総合防災訓練の展示ブース等での上記電気安全のご案内	東京電力パワーグリッド 立 川 支 社	○ ホームページ・携帯サイトでの停電情報、地震情報、災害時マップの提供 ○ 家庭用分電盤の定期的な取り換えや感震ブレーカーの設置等災害に備えた電気安全チラシの作成、配布 ○ 総合防災訓練の展示ブース等での上記電気安全のご案内
	防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 各機関が実施する防災意識啓発活動に協力し、地域住民に普及啓発する。	防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 各機関が実施する防災意識啓発活動に協力し、地域住民に普及啓発する。
	第 2 章 災害に強い都市づくり		第 2 章 災害に強い都市づくり	
	(略)		(略)	

頁	現行	改正																		
2-23	第 1 節 安全な市街地の形成 (略) 1 防災都市づくりの推進 ○ 平成 28 年 2 月に改定された「国分寺市都市計画マスタープラン」では、地域活動やコミュニティ形成、防災活動の中心的な役割を担う公共施設が一定程度集積する一帯を「地域中心核」として位置づけ、それぞれの地域の特性を踏まえて、それぞれに個性と魅力あるまちをつくることを定めている。 ○ この「地域中心核」を基本として防災都市づくりを推進する。 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 建設事業課 下水道課</td><td> ○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化の促進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ 雨水流出抑制対策の推進 ○ 無電柱化の推進 </td></tr></table>	実施主体	市担当課	対策内容	市	まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 建設事業課 下水道課	○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化の促進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ 雨水流出抑制対策の推進 ○ 無電柱化の推進	第 1 節 安全な市街地の形成 (略) 1 防災都市づくりの推進 ○ 平成 28 年 2 月に改定された「国分寺市都市計画マスタープラン」では、地域活動やコミュニティ形成、防災活動の中心的な役割を担う公共施設が一定程度集積する一帯を「地域中心核」として位置づけ、それぞれの地域の特性を踏まえて、それぞれに個性と魅力あるまちをつくることを定めている。 ○ この「地域中心核」を基本として防災都市づくりを推進する。 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 建設事業課 下水道課</td><td> ○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化の促進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ <u>雨水浸透施設設置促進等による</u>雨水流出抑制対策の推進 ○ 無電柱化の推進 </td></tr></table>	実施主体	市担当課	対策内容	市	まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 建設事業課 下水道課	○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化の促進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ <u>雨水浸透施設設置促進等による</u>雨水流出抑制対策の推進 ○ 無電柱化の推進						
実施主体	市担当課	対策内容																		
市	まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 建設事業課 下水道課	○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化の促進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ 雨水流出抑制対策の推進 ○ 無電柱化の推進																		
実施主体	市担当課	対策内容																		
市	まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 建設事業課 下水道課	○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化の促進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ <u>雨水浸透施設設置促進等による</u>雨水流出抑制対策の推進 ○ 無電柱化の推進																		
	第 3 章 応急対策への備え	第 3 章 応急対策への備え																		
	(略)	(略)																		
	第 7 節 避難行動要支援者支援体制の整備 (略)	第 7 節 避難行動要支援者支援体制の整備 (略)																		
2-75	4 民間団体等との連携 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>防災安全課 福祉関係課</td><td>(1) 二次避難所への支援 ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結</td></tr><tr><td>市 福祉施設事業者</td><td>防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課</td><td>(2) 高齢者施設・障害者施設の活用 ○ 高齢者、障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知</td></tr></table>	実施主体	市担当課	対策内容	市	防災安全課 福祉関係課	(1) 二次避難所への支援 ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結	市 福祉施設事業者	防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課	(2) 高齢者施設・障害者施設の活用 ○ 高齢者、障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知	4 民間団体等との連携 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>防災安全課 福祉関係課</td><td>(1) 二次避難所への支援 ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結</td></tr><tr><td>市 福祉施設事業者</td><td>防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課</td><td>(2) 高齢者施設・障害者施設の活用 ○ 高齢者、障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知</td></tr></table>	実施主体	市担当課	対策内容	市	防災安全課 福祉関係課	(1) 二次避難所への支援 ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結	市 福祉施設事業者	防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課	(2) 高齢者施設・障害者施設の活用 ○ 高齢者、障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知
実施主体	市担当課	対策内容																		
市	防災安全課 福祉関係課	(1) 二次避難所への支援 ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結																		
市 福祉施設事業者	防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課	(2) 高齢者施設・障害者施設の活用 ○ 高齢者、障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知																		
実施主体	市担当課	対策内容																		
市	防災安全課 福祉関係課	(1) 二次避難所への支援 ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結																		
市 福祉施設事業者	防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課	(2) 高齢者施設・障害者施設の活用 ○ 高齢者、障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知																		

頁	現行			改正														
	市 保育施設事業者	防災安全課 子ども関係課	(3) 保育施設の活用 ○ 0～3歳の乳幼児及びその家族の緊急受入れに関する私立保育園事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知	市 保育施設事業者	防災安全課 子ども関係課	(3) 保育施設の活用 ○ 0～3歳の乳幼児及びその家族の緊急受入れに関する私立保育園事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知												
	市 福祉関係事業者	防災安全課	(4) 要配慮者の移動手段の確保 ○ 地区防災センターから二次避難所等へ移動するための交通手段を確保するため、福祉車両を保有する事業者との協議及び協定の締結	市 福祉関係事業者	防災安全課	(4) 要配慮者の移動手段の確保 ○ 地区防災センターから二次避難所等へ移動するための交通手段を確保するため、福祉車両を保有する事業者との協議及び協定の締結												
	市 助産師会	防災安全課 健康推進課 子育て相談室	(5) 妊産婦の支援 ○ 母子健康手帳の記入と携帯の必要性について周知する。 ○ 母子保健事業において、災害を想定した指導を行う。 ○ 災害時における妊娠の経過の把握、正常分娩の実施、産褥・乳房ケア、乳幼児の健康指導を行うため助産師会との協議及び協定の締結	市 助産師会	防災安全課 健康推進課 子育て相談室	(5) 妊産婦の支援 ○ 母子健康手帳の記入と携帯の必要性について周知する。 ○ 母子保健事業において、災害を想定した指導を行う。 ○ 災害時における妊娠の経過の把握、正常分娩の実施、産褥・乳房ケア、乳幼児の健康指導を行うため助産師会との協議及び協定の締結												
	市 事業者	防災安全課 福祉関係課	(6) 必要備品・物資の確保 ○ 二次避難所等で必要となる備品や要配慮者が必要とする物資の調達先を確保するため、福祉物資を取り扱う事業者との優先供給に関する協定の締結	市 事業者	防災安全課 福祉関係課	(6) 必要備品・物資の確保 ○ 二次避難所等で必要となる備品や要配慮者が必要とする物資の調達先を確保するため、福祉物資を取り扱う事業者との優先供給に関する協定の締結												
防災安全課 子ども関係課		○ 乳幼児向けのミルク、離乳食、紙おむつ等の調達先を確保するため、大型スーパー、乳幼児用品専門店、ドラッグストア等との協定の検討	防災安全課 子ども関係課		○ 乳幼児向けのミルク、離乳食、紙おむつ等の調達先を確保するため、大型スーパー、乳幼児用品専門店、ドラッグストア等との協定の検討													
防災安全課 福祉関係課 子ども関係課		(7) 施設利用者の安全確保対策の推進 ○ 土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内における要配慮者利用施設管理者の避難確保計画策定を支援するとともに、その他の事業者に対しても防災・減災対策を推進	防災安全課 福祉関係課 子ども関係課		(7) 施設利用者の安全確保対策の推進 ○ 土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内における要配慮者利用施設管理者の 避難確保計画策定の支援や避難訓練等に対する助言・勧告を行い 、その他の事業者に対しても防災・減災対策を推進													
	(略)			(略)														
2-77	第8節 応急物資等の供給体制の整備 1 物資拠点の整備 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 事業者</td><td rowspan="2">防災安全課 経済課 スポーツ振興課</td><td>(1) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入、仕分、保管、搬出の対処方法と留意点等 ○ 物資集積所の役割に関する周知</td></tr></table>			実施主体	市担当課	対策内容	市 事業者	防災安全課 経済課 スポーツ振興課	(1) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入、仕分、保管、搬出の対処方法と留意点等 ○ 物資集積所の役割に関する周知	第8節 応急物資等の供給体制の整備 1 物資拠点の整備 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 事業者</td><td rowspan="2">防災安全課 経済課 スポーツ振興課</td><td>(4) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入、仕分、保管、搬出の対処方法と留意点等 ○ 物資集積所の役割に関する周知</td></tr></table>			実施主体	市担当課	対策内容	市 事業者	防災安全課 経済課 スポーツ振興課	(4) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入、仕分、保管、搬出の対処方法と留意点等 ○ 物資集積所の役割に関する周知
実施主体	市担当課	対策内容																
市 事業者	防災安全課 経済課 スポーツ振興課	(1) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入、仕分、保管、搬出の対処方法と留意点等 ○ 物資集積所の役割に関する周知																
		実施主体	市担当課	対策内容														
市 事業者	防災安全課 経済課 スポーツ振興課	(4) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入、仕分、保管、搬出の対処方法と留意点等 ○ 物資集積所の役割に関する周知																

頁	現行			改正		
			○ 物資集積所として活用できる民間の大型倉庫について事業者に対する協力要請を検討 ○ 備蓄する物資の輸送及び配分の方法について定めるよう努める。 ○ 国が導入する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。			○ 物資集積所として活用できる民間の大型倉庫について事業者に対する協力要請を検討 ○ 備蓄する物資の輸送及び配分の方法について定めるよう努める。 ○ 国が導入する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。
	市	防災安全課	(2) 防災備蓄倉庫の整備 ○ 大型防災備蓄倉庫への入替えの推進 ○ 公共施設の建設等に伴う防災倉庫の併設 ○ 停電時における大型備蓄倉庫（四小・四中・五中）からの物資搬出を想定した照明等の確保 ○ 災害時の施設活用を踏まえた備蓄品の配置換えの実施 (3) 義援物資の受入れ方針の策定 ○ 過去の災害を踏まえて、義援物資を要請する場合における留意点等をまとめた「義援物資受入れ方針」の策定 （例）個人からの物資は受け付けない - 新品のみを受け付ける - 食料は賞味期限が 1 年以上先の物のみを受け付ける - 衣類は種類ごとに分け、箱にサイズを明記する - 物資の輸送先の指定 等	市	防災安全課	(5) 防災備蓄倉庫の整備 ○ 大型防災備蓄倉庫への入替えの推進 ○ 公共施設の建設等に伴う防災倉庫の併設 ○ 停電時における大型備蓄倉庫（四小・四中・五中）からの物資搬出を想定した照明等の確保 ○ 災害時の施設活用を踏まえた備蓄品の配置換えの実施 (6) 義援物資の受入れ方針の策定 ○ 過去の災害を踏まえて、義援物資を要請する場合における留意点等をまとめた「義援物資受入れ方針」の策定 （例）個人からの物資は受け付けない - 新品のみを受け付ける - 食料は賞味期限が 1 年以上先の物のみを受け付ける - 衣類は種類ごとに分け、箱にサイズを明記する - 物資の輸送先の指定 等
● <u>資料 2-10：防災備蓄用の保管及び災害時における配布の支援に関する協定書（国分寺市商工会）</u>						
2-78	2 防災備蓄品の充実等			2 防災備蓄品の充実等		
	実施主体	市担当課	対策内容	実施主体	市担当課	対策内容
	市	防災安全課	(1) 防災備蓄品の充実 ○ 過去の災害を踏まえ、発災直後に必要となる物資の調査及び備蓄品の精査 ○ 女性の視点を踏まえた備蓄物資の検討 ○ アレルギー対応食品の充実及び内容の公表 ○ 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。	市	防災安全課	(3) 防災備蓄品の充実 ○ 過去の災害を踏まえ、発災直後に必要となる物資の調査及び備蓄品の精査 ○ 女性の視点を踏まえた備蓄物資の検討 ○ アレルギー対応食品の充実及び内容の公表 ○ 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
	市 協定締結団体 事業者	防災安全課	(2) 民間団体との協力体制の確立 ○ 協定に基づく調達を想定する物資の明確化と協定団体に対する事前調整の実施	市 協定締結団体 事業者	防災安全課	(4) 民間団体との協力体制の確立 ○ 協定に基づく調達を想定する物資の明確化と協定団体に対する事前調整の実施

頁	現行			改正		
			○ 大型スーパー、コンビニエンスストア等との新たな協定の検討 ○ 協定に基づく物資調達訓練の実施 ○ 迅速化かつ円滑な物資調達を可能とするため、協定団体との間でデジタルツールの活用を進めるとともに、物販業者と連携した訓練を実施する。			○ 大型スーパー、コンビニエンスストア等との新たな協定の検討 ○ 協定に基づく物資調達訓練の実施 ○ 迅速化かつ円滑な物資調達を可能とするため、協定団体との間でデジタルツールの活用を進めるとともに、物販業者と連携した訓練を実施する。
	● 資料2-10：防災備蓄用品備蓄計画進捗管理表			● 資料2-11：防災備蓄用品備蓄計画進捗管理表		
	(略)			(略)		
2-80	第9節 帰宅困難者対策の推進 1 帰宅困難者対策条例の周知徹底 (1) 対策内容と役割分担 (略) (2) 詳細な取組内容 ア 帰宅困難者対策条例の徹底 ○ 都及び市区町村は、都民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた、一斉帰宅抑制の基本方針及び東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。 【一斉帰宅抑制の基本方針の主な内容（東京都）】 ○ 企業等従業員の施設内待機 ○ 施設内待機に必要な3日分の水・食料等の備蓄 大規模な集客施設や駅等における利用者保護 ○ 学校など関係機関における児童、生徒等の安全確保 (学校など関係機関とは、「幼稚園、小中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高専、専修学校、各種学校、保育園」とする) ○ 安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備 ○ 協議会において、企業等の取り組むべき基本的事項とその考え方についてまとめたガイドラインを作成する。			第9節 帰宅困難者対策の推進 1 帰宅困難者対策条例の周知徹底 (1) 対策内容と役割分担 (略) (2) 詳細な取組内容 ア 帰宅困難者対策条例の徹底 ○ 都及び市区町村は、都民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた、一斉帰宅抑制の基本方針及び東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。 【一斉帰宅抑制の基本方針の主な内容（東京都）】 ○ 企業等従業員の施設内待機 ○ 施設内待機に必要な3日分の水・食料等の備蓄 大規模な集客施設や駅等における利用者保護 ○ 学校など関係機関における児童、生徒等の安全確保 (学校など関係機関とは、「幼稚園、小中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高専、専修学校、各種学校、保育園」とする) ○ 安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備 ○ 協議会において、企業等の取り組むべき基本的事項とその考え方についてまとめたガイドラインを作成する。		

頁	現行	改正																														
	【東京都帰宅困難者対策条例の概要】 ○ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化 ○ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化 ○ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化 ○ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化 ○ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ○ 一時滞在施設の確保にむけた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力 ○ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等） ● 資料2-11：東京都帰宅困難者対策条例 イ 事業者における施設内待機方針の策定 （略） 2 帰宅困難者への情報提供体制整備 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都</td><td>防災安全課</td><td> ○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布 </td></tr><tr><td>小金井警察署</td><td>防災安全課</td><td> ○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備 </td></tr><tr><td>市</td><td>市政戦略室 防災安全課</td><td> ○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなる SNS（X 等）による周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ （仮称）帰宅困難者支援マップの作成 </td></tr><tr><td>NTT東日本 通信事業者</td><td>防災安全課</td><td> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施 </td></tr></table> （略）	実施主体	市担当課	対策内容	都	防災安全課	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布	小金井警察署	防災安全課	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備	市	市政戦略室 防災安全課	○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなる SNS（X 等）による周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ （仮称）帰宅困難者支援マップの作成	NTT東日本 通信事業者	防災安全課	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施	【東京都帰宅困難者対策条例の概要】 ○ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化 ○ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化 ○ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化 ○ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化 ○ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ○ 一時滞在施設の確保にむけた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力 ○ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等） ● <u>資料2-12：東京都帰宅困難者対策条例</u> イ 事業者における施設内待機方針の策定 （略） 2 帰宅困難者への情報提供体制整備 <table><tr><th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都</td><td>防災安全課</td><td> ○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布 </td></tr><tr><td>小金井警察署</td><td>防災安全課</td><td> ○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備 </td></tr><tr><td>市</td><td>市政戦略室 防災安全課</td><td> ○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなる SNS（X 等）による周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ （仮称）帰宅困難者支援マップの作成 </td></tr><tr><td>NTT東日本 通信事業者</td><td>防災安全課</td><td> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル <u>171</u>、災害伝言板（<u>Web 171</u>）等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施 </td></tr></table> （略）	実施主体	市担当課	対策内容	都	防災安全課	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布	小金井警察署	防災安全課	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備	市	市政戦略室 防災安全課	○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなる SNS（X 等）による周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ （仮称）帰宅困難者支援マップの作成	NTT東日本 通信事業者	防災安全課	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル <u>171</u>、災害伝言板（<u>Web 171</u>）等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施
実施主体	市担当課	対策内容																														
都	防災安全課	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布																														
小金井警察署	防災安全課	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備																														
市	市政戦略室 防災安全課	○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなる SNS（X 等）による周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ （仮称）帰宅困難者支援マップの作成																														
NTT東日本 通信事業者	防災安全課	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施																														
実施主体	市担当課	対策内容																														
都	防災安全課	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布																														
小金井警察署	防災安全課	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備																														
市	市政戦略室 防災安全課	○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなる SNS（X 等）による周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ （仮称）帰宅困難者支援マップの作成																														
NTT東日本 通信事業者	防災安全課	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル <u>171</u>、災害伝言板（<u>Web 171</u>）等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施																														

頁	現行	改正																								
	第 11 節 市民の生活安定化等のための対策 1 秩序維持 (略)	第 11 節 市民の生活安定化等のための対策 1 秩序維持 (略)																								
2-93	2 家屋・住家の被害状況調査・罹災証明書発行 <table> <tr> <th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr> <tr> <td>都</td><td>防災安全課 課税課 市民課</td><td> (1) 都の対策 ○ 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続きのシステムを導入し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。 </td></tr> <tr> <td>市</td><td>防災安全課 課税課 市民課</td><td> (2) 市の対策 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法や罹災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携した罹災証明書発行訓練を実施する。 ○ 国分寺消防署と協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。 </td></tr> <tr> <td>市</td><td>防災安全課</td><td> (3) 市民への周知 ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。 </td></tr> </table>	実施主体	市担当課	対策内容	都	防災安全課 課税課 市民課	(1) 都の対策 ○ 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続きのシステムを導入し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。	市	防災安全課 課税課 市民課	(2) 市の対策 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法や罹災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携した罹災証明書発行訓練を実施する。 ○ 国分寺消防署と協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。	市	防災安全課	(3) 市民への周知 ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。	2 家屋・住家の被害状況調査・罹災証明書発行 <table> <tr> <th>実施主体</th><th>市担当課</th><th>対策内容</th></tr> <tr> <td>都</td><td>防災安全課 課税課 市民課</td><td> (5) 都の対策 ○ 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続きのシステムを導入し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。 </td></tr> <tr> <td>市</td><td>防災安全課 課税課 市民課</td><td> (6) 市の対策 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法や罹災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携した罹災証明書発行訓練を実施する。 ○ 国分寺消防署と締結した協定に基づく事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。 </td></tr> <tr> <td>市</td><td>防災安全課</td><td> (7) 市民への周知 ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。 </td></tr> </table>	実施主体	市担当課	対策内容	都	防災安全課 課税課 市民課	(5) 都の対策 ○ 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続きのシステムを導入し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。	市	防災安全課 課税課 市民課	(6) 市の対策 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法や罹災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携した罹災証明書発行訓練を実施する。 ○ 国分寺消防署と 締結した協定に基づく 事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。	市	防災安全課	(7) 市民への周知 ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。
実施主体	市担当課	対策内容																								
都	防災安全課 課税課 市民課	(1) 都の対策 ○ 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続きのシステムを導入し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。																								
市	防災安全課 課税課 市民課	(2) 市の対策 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法や罹災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携した罹災証明書発行訓練を実施する。 ○ 国分寺消防署と協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。																								
市	防災安全課	(3) 市民への周知 ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。																								
実施主体	市担当課	対策内容																								
都	防災安全課 課税課 市民課	(5) 都の対策 ○ 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続きのシステムを導入し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。																								
市	防災安全課 課税課 市民課	(6) 市の対策 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法や罹災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携した罹災証明書発行訓練を実施する。 ○ 国分寺消防署と 締結した協定に基づく 事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。																								
市	防災安全課	(7) 市民への周知 ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。																								

頁	現行			改正		
	国分寺消防署	防災安全課	(4) 火災による被害状況調査 ○ 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 ○ 市との事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。 ○ 市と連携した罹災証明発行訓練を実施する。	国分寺消防署	防災安全課	(8) 火災による被害状況調査 ○ 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 ○ 市との事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。 ○ 市と連携した罹災証明発行訓練を実施する。
				● <u>資料2-13：災害時における罹災証明書発行に関する協定書</u>		

頁	現行	改正																																				
	第 1 章 活動体制 (略) 第 1 節 災害対策本部等の組織・運営 (略)	第 1 章 活動体制 (略) 第 1 節 災害対策本部等の組織・運営 (略)																																				
3-7	7 各部の分掌事務 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>災対総務政策部</td><td>本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 (本部担当)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>人員管理班 ◎職員課</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>資源管理班 ◎契約管財課 ○公共施設マネジメ ント課(新庁舎建設 担当課長含む)</td><td>1. 庁舎及び公共施設の維持管理に関すること 2. 緊急通行車両の確認申請事務に関すること 3. 車両の配備に関すること 4. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関すること 5. 災害時における緊急的な契約事務に関すること 6. 災対総務政策部の庶務に関すること</td></tr><tr><td></td><td>広報班 ◎市政戦略室 ○政策法務課 (政策法務担当課長 含む) ○デジタル行政推進 室</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>財務班 ◎財政課 ○会計課</td><td>1. 災害対策に係る予算その他財務に関すること 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関するこ と 3. 財政方針の策定に関すること 4. 災害復興本部に関すること</td></tr></table>	部	班	分掌事務	災対総務政策部	本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 (本部担当)	(略)		人員管理班 ◎職員課	(略)		資源管理班 ◎契約管財課 ○公共施設マネジメ ント課(新庁舎建設 担当課長含む)	1. 庁舎及び公共施設の維持管理に関すること 2. 緊急通行車両の確認申請事務に関すること 3. 車両の配備に関すること 4. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関すること 5. 災害時における緊急的な契約事務に関すること 6. 災対総務政策部の庶務に関すること		広報班 ◎市政戦略室 ○政策法務課 (政策法務担当課長 含む) ○デジタル行政推進 室	(略)		財務班 ◎財政課 ○会計課	1. 災害対策に係る予算その他財務に関すること 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関するこ と 3. 財政方針の策定に関すること 4. 災害復興本部に関すること	7 各部の分掌事務 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>災対総務政策部</td><td>本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 (本部担当)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>人員管理班 ◎職員課</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>資源管理班 ◎契約管財課 ○公共施設マネジメ ント課(削除)</td><td>1. 庁舎及び公共施設の維持管理に関すること 2. 緊急通行車両の確認申請事務に関すること 3. 車両の配備に関すること 4. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関すること 5. 災害時における緊急的な契約事務に関すること 6. 災対総務政策部の庶務に関すること</td></tr><tr><td></td><td>広報班 ◎市政戦略室 ○政策法務課 (政策法務担当課長 含む) ○デジタル行政推進 室</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>財務班 ◎財政課 ○会計課 ○政策経営課(削除)</td><td>1. 災害対策に係る予算その他財務に関すること 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関するこ と 3. 財政方針の策定に関すること 4. 災害復興本部に関すること</td></tr></table>	部	班	分掌事務	災対総務政策部	本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 (本部担当)	(略)		人員管理班 ◎職員課	(略)		資源管理班 ◎契約管財課 ○公共施設マネジメ ント課(削除)	1. 庁舎及び公共施設の維持管理に関すること 2. 緊急通行車両の確認申請事務に関すること 3. 車両の配備に関すること 4. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関すること 5. 災害時における緊急的な契約事務に関すること 6. 災対総務政策部の庶務に関すること		広報班 ◎市政戦略室 ○政策法務課 (政策法務担当課長 含む) ○デジタル行政推進 室	(略)		財務班 ◎財政課 ○会計課 ○政策経営課(削除)	1. 災害対策に係る予算その他財務に関すること 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関するこ と 3. 財政方針の策定に関すること 4. 災害復興本部に関すること
部	班	分掌事務																																				
災対総務政策部	本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 (本部担当)	(略)																																				
	人員管理班 ◎職員課	(略)																																				
	資源管理班 ◎契約管財課 ○公共施設マネジメ ント課(新庁舎建設 担当課長含む)	1. 庁舎及び公共施設の維持管理に関すること 2. 緊急通行車両の確認申請事務に関すること 3. 車両の配備に関すること 4. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関すること 5. 災害時における緊急的な契約事務に関すること 6. 災対総務政策部の庶務に関すること																																				
	広報班 ◎市政戦略室 ○政策法務課 (政策法務担当課長 含む) ○デジタル行政推進 室	(略)																																				
	財務班 ◎財政課 ○会計課	1. 災害対策に係る予算その他財務に関すること 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関するこ と 3. 財政方針の策定に関すること 4. 災害復興本部に関すること																																				
部	班	分掌事務																																				
災対総務政策部	本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 (本部担当)	(略)																																				
	人員管理班 ◎職員課	(略)																																				
	資源管理班 ◎契約管財課 ○公共施設マネジメ ント課(削除)	1. 庁舎及び公共施設の維持管理に関すること 2. 緊急通行車両の確認申請事務に関すること 3. 車両の配備に関すること 4. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関すること 5. 災害時における緊急的な契約事務に関すること 6. 災対総務政策部の庶務に関すること																																				
	広報班 ◎市政戦略室 ○政策法務課 (政策法務担当課長 含む) ○デジタル行政推進 室	(略)																																				
	財務班 ◎財政課 ○会計課 ○政策経営課(削除)	1. 災害対策に係る予算その他財務に関すること 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関するこ と 3. 財政方針の策定に関すること 4. 災害復興本部に関すること																																				

頁	現行			改正		
3-11		○政策経営課（環境経営担当課長含む）	5. 震災復興基本方針及び震災復興基本計画の策定に関すること 6. 災害復興に係る総合調整に関すること 7. 災害復興のための財政措置に関すること 8. 応急仮設住宅の供給要請に関すること 9. 他班への応援に関すること			5. 震災復興基本方針及び震災復興基本計画の策定に関すること 6. 災害復興に係る総合調整に関すること 7. 災害復興のための財政措置に関すること 8. 応急仮設住宅の供給要請に関すること 9. 他班への応援に関すること
	部	班	分掌事務	部	班	分掌事務
	災対教育部	学校管理・運営班 ◎教育総務課 ○学務課（指定された職員） ○学校指導課（学校教育担当課長含む）	（略）	災対教育部	学校管理・運営班 ◎教育総務課 ○学務課（指定された職員） ○学校指導課（学校教育担当課長含む）	（略）
		小中学校地区防災センター運営班 ◎学務課 ○図書館課 ○ふるさと文化財課 ○市史編さん室 ○社会教育課 ○災害初動要員（地区防災センター担当 ※72 時間を目途に任務解除） ○小中学校職員	1. 小中学校地区防災センター開設及び運営に関すること 2. 避難所及び要配慮者保護スペースの開設及び運営に関すること 3. 応急給水栓の設置及び運営に関すること 4. 避難所運営組織の運営支援に関すること 5. 避難所における活動の記録に関すること 6. 避難者名簿の整理に関すること 7. 避難所における救援物資の要請及び受入れに関すること 8. 避難者の生活に関すること 9. 避難所の衛生対策に関すること 10. 避難所におけるボランティア活動への指示等に関すること 11. 避難者等への食事の提供に関すること 12. 被災文化財に関すること		小中学校地区防災センター運営班 ◎学務課 ○図書館課 ○ふるさと文化財課 <u>（史跡整備担当課長含む）</u> ○市史編さん室 ○社会教育課 ○災害初動要員（地区防災センター担当 ※72 時間を目途に任務解除） ○小中学校職員	1. 小中学校地区防災センター開設及び運営に関すること 2. 避難所及び要配慮者保護スペースの開設及び運営に関すること 3. 応急給水栓の設置及び運営に関すること 4. 避難所運営組織の運営支援に関すること 5. 避難所における活動の記録に関すること 6. 避難者名簿の整理に関すること 7. 避難所における救援物資の要請及び受入れに関すること 8. 避難者の生活に関すること 9. 避難所の衛生対策に関すること 10. 避難所におけるボランティア活動への指示等に関すること 11. 避難者等への食事の提供に関すること 12. 被災文化財に関すること
		公民館班 ◎公民館課	（略）		公民館班 ◎公民館課	（略）

頁	現行			改正		
3-12	部	班	分掌事務	部	班	分掌事務
	災対まちづくり部	都市対策班 ◎まちづくり計画課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長含む） ○建築指導課 ○公共施設マネジメント課（指定職員） ○駅周辺整備課	1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 被災宅地の危険度判定に関すること 4. 家屋被害概況の把握に関すること 5. 都市復興基本方針等の策定に関すること 6. 建築制限の実施に関すること 7. 復興対象地区の設定等に関すること 8. 復興相談所の設置及び運営に関すること 9. 自立再建に対する支援に関すること 10. 被災住宅の応急修理への対応に関すること 11. 一時提供住宅の把握及び確保に関すること 12. 応急仮設住宅建設工事に係る協力に関すること 13. 災対まちづくり部の庶務に関すること	災対まちづくり部	都市対策班 ◎まちづくり計画課 ○環境経営課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長含む） ○建築指導課 ○公共施設マネジメント課（指定職員） ○駅周辺整備課	1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 被災宅地の危険度判定に関すること 4. 家屋被害概況の把握に関すること 5. 都市復興基本方針等の策定に関すること 6. 建築制限の実施に関すること 7. 復興対象地区の設定等に関すること 8. 復興相談所の設置及び運営に関すること 9. 自立再建に対する支援に関すること 10. 被災住宅の応急修理への対応に関すること 11. 一時提供住宅の把握及び確保に関すること 12. 応急仮設住宅建設工事に係る協力に関すること 13. 災対まちづくり部の庶務に関すること
3-20	第3節 職員の活動体制 1 職員の配備態勢 （略） 2 職員の服務 （略） 3 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の体制 （1）専門的業務以外 （略） （2）専門的業務			第3節 職員の活動体制 1 職員の配備態勢 （略） 2 職員の服務 （略） 3 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の体制 （1）専門的業務以外 （略） （2）専門的業務		
3-21	班	構成	分掌事務	班	構成	分掌事務
	救護支援班	健康推進課 子育て相談室（母子保健係）	（略）	救護支援班	健康推進課 子育て相談室（母子保健係）	（略）
	避難行動要支援者班	地域共生推進課 生活福祉課 障害福祉課 高齢福祉課	（略）	避難行動要支援者班	地域共生推進課 生活福祉課 障害福祉課 高齢福祉課	（略）

頁	現行			改正		
		保険年金課			保険年金課	
	東京経済大学 地区防災セン ター運営班 国分寺高校地 区防災センタ ー運営班 小中学校地区 防災センター 運営班	情報管理課 監査委員事務局 選挙管理委員会事 務局 学務課 社会教育課 ふるさと文化財課 図書館課 災害初動要員	(略)	東京経済大学 地区防災セン ター運営班 国分寺高校地 区防災センタ ー運営班 小中学校地区 防災センター 運営班	情報管理課 監査委員事務局 選挙管理委員会事 務局 学務課 社会教育課 ふるさと文化財課 図書館課 災害初動要員	(略)
	都市対策班	まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 公共施設マネジメ ント課（指定職員） 駅周辺整備課	1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 被災宅地の危険度判定に関すること 4. 家屋被害概況（復興検討）の把握に関すること	都市対策班	まちづくり計画課 環境経営課 まちづくり推進課 建築指導課 公共施設マネジメ ント課（指定職員） 駅周辺整備課	1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 被災宅地の危険度判定に関すること 4. 家屋被害概況（復興検討）の把握に関すること
	都市建設班	道路管理課 交通対策課 建設事業課 緑と公園課	(略)	都市建設班	道路管理課 交通対策課 建設事業課 緑と公園課	(略)
	上下水道班	下水道課	(略)	上下水道班	下水道課	(略)
	環境保全班	環境対策課 ごみ減量推進課	(略)	環境保全班	環境対策課 ごみ減量推進課	(略)
	(略)			(略)		
	第5章 緊急輸送対策			第5章 緊急輸送対策		
	第1節 緊急輸送道路障害物除去等 (略)			第1節 緊急輸送道路障害物除去等 (略)		
3-73	第2節 輸送車両等の確保 1 車両の確保			第2節 輸送車両等の確保 1 車両の確保		

頁	現行	改正												
	(略) 2 緊急通行車両等の確認及び運行 <table><tr><th>担当</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>資源管理班</td><td>○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50 条第1 項）は公安委員会に事前に届出を行い、届出済証の交付を受ける（※）。 ○ 災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。</td></tr><tr><td>本部班 各班</td><td>○ 届出済証を交付された緊急通行車両の使用者は、公安委員会にこれを提示し標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。</td></tr></table>	担当	対策内容	資源管理班	○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50 条第1 項）は公安委員会に事前に届出を行い、届出済証の交付を受ける（※）。 ○ 災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。	本部班 各班	○ 届出済証を交付された緊急通行車両の使用者は、公安委員会にこれを提示し標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。	(略) 2 緊急通行車両等の確認及び運行 <table><tr><th>担当</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>資源管理班</td><td>○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50 条第1 項）は<u>小金井警察署を窓口として、災害発生前において緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受け</u><u>るものとする。</u> ○ 災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。</td></tr><tr><td>本部班 各班</td><td>○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。</td></tr></table>	担当	対策内容	資源管理班	○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50 条第1 項）は <u>小金井警察署を窓口として、災害発生前において緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受け</u> <u>るものとする。</u> ○ 災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。	本部班 各班	○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。
担当	対策内容													
資源管理班	○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50 条第1 項）は公安委員会に事前に届出を行い、届出済証の交付を受ける（※）。 ○ 災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。													
本部班 各班	○ 届出済証を交付された緊急通行車両の使用者は、公安委員会にこれを提示し標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。													
担当	対策内容													
資源管理班	○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50 条第1 項）は <u>小金井警察署を窓口として、災害発生前において緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受け</u> <u>るものとする。</u> ○ 災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。													
本部班 各班	○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。													
	(略)	(略)												
	第9章 避難者対策	第9章 避難者対策												
	(略)	(略)												
3-132	第3節 避難所の開設・運営 1 避難所の開設 <table><tr><th>担当</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都市対策班</td><td>○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。</td></tr></table>	担当	対策内容	都市対策班	○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。	第3節 避難所の開設・運営 1 避難所の開設 <table><tr><th>担当</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都市対策班</td><td>○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。</td></tr></table>	担当	対策内容	都市対策班	○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。				
担当	対策内容													
都市対策班	○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。													
担当	対策内容													
都市対策班	○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。													

頁	現行		改正	
	市本部	○ 地区防災センター周辺の被災状況や避難者数、また各地区防災センター運営班による被害調査や都市対策班の応急危険度判定の結果等を総合して、避難所の開設を決定する。 ○ 施設が著しい被害を受け、危険と判断された場合は、避難所を開設しないことを決定し、速やかに東京経済大学地区防災センター運営班、国分寺高校地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班に適切な避難者対応を指示する。 ○ 避難所の開設期間は災害救助法により7日以内と規定されているが、災害の程度により期間の延長が必要となる場合は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けるための手続をとる。 ○ 期間延長の承認を得られた場合においても、学校の復旧措置を講ずるため、原則として地区防災センターの避難所開設期間は7日以内とし、7日を超える場合は、学校以外の公共施設へ避難者を移す。災害の規模により学校以外の公共施設だけでは避難所が不足する場合は、地区防災センターの体育館等、学校再開への影響を最小限とする措置を講じる。	市本部	○ 地区防災センター周辺の被災状況や避難者数、また各地区防災センター運営班による被害調査や都市対策班の応急危険度判定の結果等を総合して、避難所の開設を決定する。 ○ 施設が著しい被害を受け、危険と判断された場合は、避難所を開設しないことを決定し、速やかに東京経済大学地区防災センター運営班、国分寺高校地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班に適切な避難者対応を指示する。 ○ 避難所の開設期間は災害救助法により7日以内と規定されているが、災害の程度により期間の延長が必要となる場合は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けるための手続をとる。 ○ 期間延長の承認を得られた場合においても、学校の復旧措置を講ずるため、原則として地区防災センターの避難所開設期間は7日以内とし、7日を超える場合は、学校以外の公共施設へ避難者を移す。災害の規模により学校以外の公共施設だけでは避難所が不足する場合は、地区防災センターの体育館等、学校再開への影響を最小限とする措置を講じる。
	本部班	○ 避難所の開設状況を小金井警察署及び国分寺消防署等の関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）に入力し、都福祉局に報告する。	本部班	○ 避難所の開設状況を小金井警察署及び国分寺消防署等の関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）に入力し、都福祉局に報告する。
	各地区防災センター運営班、学校管理・運営班	○ 市本部の指示に基づき、災害初動要員と各学校の担当職員は協力して避難所を開設する。 ○ 避難所を開設した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 （1）開設日時、場所及び施設名、避難者数、被害状況、要配慮者の状況、必要物資、開設予定期間等を所定の様式に記入し、市本部に連絡する。 （2）避難所に管理責任者を置く。 ○ 施設が著しい被害を受け、避難所を開設できない場合は、本部の指示に従い、使用できる他の避難所へ避難者を誘導する等の措置をとる。	各地区防災センター運営班、学校管理・運営班	○ 市本部の指示に基づき、災害初動要員と各学校の担当職員は協力して避難所を開設する。 ○ 避難所を開設した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 （3）開設日時、場所及び施設名、避難者数、被害状況、要配慮者の状況、必要物資、開設予定期間等を所定の様式に記入し、市本部に連絡する。 （4）避難所に管理責任者を置く。 ○ 施設が著しい被害を受け、避難所を開設できない場合は、本部の指示に従い、使用できる他の避難所へ避難者を誘導する等の措置をとる。
	防災推進委員 少年野球連盟 地区防災協力会	○ 各校地区防災センター運営班に協力し、避難所開設のための資機材の設置や、避難所の受入体制が整うまでの避難者対応等を行う	防災推進委員 少年野球連盟 地区防災協力会 国分寺市商工会	○ 各校地区防災センター運営班に協力し、避難所開設のための資機材の設置や、避難所の受入体制が整うまでの避難者対応等を行う
	国分寺消防署	○ 避難所の取扱い ▶開設前の防火対象物の用途と変更ないものとして運用する。 ▶防火対象物使用開始届等の届出の要はないものとして運用する。	国分寺消防署	○ 避難所の取扱い ▶開設前の防火対象物の用途と変更ないものとして運用する。 ▶防火対象物使用開始届等の届出の要はないものとして運用する。
	● 資料3-29：災害時における地区防災センターの運営支援協力に関する協定書（国分寺市軟式少年野球連盟）		● 資料3-30：災害時における地区防災センターの運営支援協力に関する協定書（国分寺市軟式少年野球連盟） ● 資料3-31：災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書（国分寺市商工会）	

頁	現行	改正																								
	(略)	(略)																								
	第 13 章　ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策	第 13 章　ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策																								
3-179	第 1 節　ごみ・災害廃棄物処理 1　ごみ処理 <table><tr><th>担当</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>環境保全班</td><td>○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班が作成する用地確保利用計画に臨時地域集積所を位置づける。</td></tr><tr><td>市本部</td><td>○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。</td></tr><tr><td>各地区防災センター運営班</td><td>○ 地区防災センター内に臨時地域集積所を確保する。</td></tr><tr><td>防災推進委員 市民</td><td>○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時地域集積所にごみを排出する。</td></tr><tr><td>事業者</td><td>○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。</td></tr></table> ●　資料 3-43：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社サン・エクスプレス） ●　資料 3-44：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店） ●　資料 3-45：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（松浦商事株式会社） ●　資料 3-46：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社大東建興国分寺支店）	担当	対策内容	環境保全班	○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班が作成する用地確保利用計画に臨時地域集積所を位置づける。	市本部	○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。	各地区防災センター運営班	○ 地区防災センター内に臨時地域集積所を確保する。	防災推進委員 市民	○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時地域集積所にごみを排出する。	事業者	○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。	第 1 節　ごみ・災害廃棄物処理 1　ごみ処理 <table><tr><th>担当</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>環境保全班</td><td>○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班が作成する用地確保利用計画に臨時地域集積所を位置づける。</td></tr><tr><td>市本部</td><td>○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。</td></tr><tr><td>各地区防災センター運営班</td><td>○ 地区防災センター内に臨時地域集積所を確保する。</td></tr><tr><td>防災推進委員 市民</td><td>○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時地域集積所にごみを排出する。</td></tr><tr><td>事業者</td><td>○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。</td></tr></table> ●　資料 3-46：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社サン・エクスプレス） ●　資料 3-47：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店） ●　資料 3-48：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（松浦商事株式会社） ●　資料 3-49：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社大東建興国分寺支店） ●　資料 3-50：災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定書（国分寺環境事業協会）	担当	対策内容	環境保全班	○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班が作成する用地確保利用計画に臨時地域集積所を位置づける。	市本部	○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。	各地区防災センター運営班	○ 地区防災センター内に臨時地域集積所を確保する。	防災推進委員 市民	○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時地域集積所にごみを排出する。	事業者	○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。
担当	対策内容																									
環境保全班	○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班が作成する用地確保利用計画に臨時地域集積所を位置づける。																									
市本部	○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。																									
各地区防災センター運営班	○ 地区防災センター内に臨時地域集積所を確保する。																									
防災推進委員 市民	○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時地域集積所にごみを排出する。																									
事業者	○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。																									
担当	対策内容																									
環境保全班	○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班が作成する用地確保利用計画に臨時地域集積所を位置づける。																									
市本部	○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。																									
各地区防災センター運営班	○ 地区防災センター内に臨時地域集積所を確保する。																									
防災推進委員 市民	○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時地域集積所にごみを排出する。																									
事業者	○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。																									
	(略)	(略)																								

頁	現行	改正										
	第 16 章 地震災害応急復旧対策計画	第 16 章 地震災害応急復旧対策計画										
	(略)	(略)										
3-206	第 6 節 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理 (1) 応急修理の目的 ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により、住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 ○ 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 (2) 対象者 災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で、知事が必要と認める者とする。 (3) 対象者の調査及び選定 市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都市対策班が募集・選定事務を行う。	第 6 節 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理 (1) 応急修理の目的 ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により、住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 ○ 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 (2) 対象者 <table><tr><th>修理の種類</th><th>対象者</th></tr><tr><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td></tr><tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td><td>○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</td></tr><tr><td></td><td>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td></tr><tr><td></td><td>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合）</td></tr></table> (3) 対象者の調査及び選定 市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都市対策班が募集・選定事務を行う。	修理の種類	対象者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者		○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者		※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合）
修理の種類	対象者											
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者											
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者											
	○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者											
	※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合）											

頁	現行	改正												
	第 1 章 応急活動体制	第 1 章 応急活動体制												
	第 1 節 職員の活動体制 （略） 第 2 節 庁内水防連絡会 1 設置の発令 （略）	第 1 節 職員の活動体制 （略） 第 2 節 庁内水防連絡会 1 設置の発令 （略）												
6-4	2 水防連絡会の組織・運営 <table><tr><td>部長級</td><td>総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長</td></tr><tr><td>課長級 （水防指定課）</td><td>防災安全課長、建設事業課長、街路整備担当課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、まちづくり推進課長、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長、建築指導課長、駅周辺整備課長</td></tr><tr><td>その他</td><td>（略）</td></tr></table>	部長級	総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長	課長級 （水防指定課）	防災安全課長、建設事業課長、街路整備担当課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、まちづくり推進課長、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長、建築指導課長、駅周辺整備課長	その他	（略）	2 水防連絡会の組織・運営 <table><tr><td>部長級</td><td>総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長</td></tr><tr><td>課長級 （水防指定課）</td><td>防災安全課長、建設事業課長、街路整備担当課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、環境経営課長、まちづくり推進課長、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長、建築指導課長、駅周辺整備課長</td></tr><tr><td>その他</td><td>（略）</td></tr></table>	部長級	総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長	課長級 （水防指定課）	防災安全課長、建設事業課長、街路整備担当課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、環境経営課長、まちづくり推進課長、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長、建築指導課長、駅周辺整備課長	その他	（略）
部長級	総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長													
課長級 （水防指定課）	防災安全課長、建設事業課長、街路整備担当課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、まちづくり推進課長、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長、建築指導課長、駅周辺整備課長													
その他	（略）													
部長級	総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長													
課長級 （水防指定課）	防災安全課長、建設事業課長、街路整備担当課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、環境経営課長、まちづくり推進課長、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長、建築指導課長、駅周辺整備課長													
その他	（略）													
	（略）	（略）												
6-5	第 3 節 警戒本部 1 設置の発令 （略） 2 警戒本部の組織・運営 （略） 3 配備態勢と主な活動内容 （１）配備態勢 （略） （２）活動内容 <table><tr><th>担当課</th><th>対応職員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td>○防災安全課 ○災害初動要員（本部班）</td><td>全職員</td><td>（略）</td></tr></table>	担当課	対応職員	主な活動内容	○防災安全課 ○災害初動要員（本部班）	全職員	（略）	第 3 節 警戒本部 1 設置の発令 （略） 2 警戒本部の組織・運営 （略） 3 配備態勢と主な活動内容 （１）配備態勢 （略） （２）活動内容 <table><tr><th>担当課</th><th>対応職員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td>○防災安全課 ○災害初動要員（本部班）</td><td>全職員</td><td>（略）</td></tr></table>	担当課	対応職員	主な活動内容	○防災安全課 ○災害初動要員（本部班）	全職員	（略）
担当課	対応職員	主な活動内容												
○防災安全課 ○災害初動要員（本部班）	全職員	（略）												
担当課	対応職員	主な活動内容												
○防災安全課 ○災害初動要員（本部班）	全職員	（略）												

頁	現行			改正		
	○建設事業課 （街路整備担当課長含む） ○道路管理課 ○交通対策課 ○下水道課 ○緑と公園課	管理職及び所要人員	1. 市民等の通報に基づく対応 2. 危険箇所の巡視 3. 所管施設における水防活動	○建設事業課 （街路整備担当課長含む） ○道路管理課 ○交通対策課 ○下水道課 ○緑と公園課	管理職及び所要人員	1. 市民等の通報に基づく対応 2. 危険箇所の巡視 3. 所管施設における水防活動
	○まちづくり計画課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺まちづくり 担当課長含む） ○建築指導課 ○駅周辺整備課			○まちづくり計画課 ○ 環境経営課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺まちづくり 担当課長含む） ○建築指導課 ○駅周辺整備課		
	○市政戦略室 ○政策法務課 ○デジタル行政推進室	管理職及び所要人員	（略）	○市政戦略室 ○政策法務課 ○デジタル行政推進室	管理職及び所要人員	（略）
	○職員課 ○契約管財課 ○公共施設マネジメント課	管理職及び所要人員	（略）	○職員課 ○契約管財課 ○公共施設マネジメント課	管理職及び所要人員	（略）
	○子育て相談室 ○地域共生推進課 ○保険年金課	管理職及び所要人員	（略）	○子育て相談室 ○地域共生推進課 ○保険年金課	管理職及び所要人員	（略）
	○協働コミュニティ課 ○人権平和課 ○文化振興課		（略）	○協働コミュニティ課 ○人権平和課 ○文化振興課		（略）
	○公民館課		（略）	○公民館課		（略）
	○課税課 ○納税課		（略）	○課税課 ○納税課		（略）
	○教育総務課 ○学務課（指定された職員） ○学校指導課		（略）	○教育総務課 ○学務課（指定された職員） ○学校指導課		（略）
	小中学校地区防災センター運 営班 ○学務課 ○図書館課 ○ふるさと文化財課	配置職員	（略）	小中学校地区防災センター運 営班 ○学務課 ○図書館課	配置職員	（略）

頁	現行			改正		
	○市史編さん室 ○社会教育課 ○災害初動要員（地区防災センター担当）			○ふるさと文化財課 ○市史編さん室 ○社会教育課 ○災害初動要員（地区防災センター担当）		
	国分寺高校地区防災センター運営班 ○選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局 ○災害初動要員（地区防災センター担当）	配置職員	（略）	国分寺高校地区防災センター運営班 ○選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局 ○災害初動要員（地区防災センター担当）	配置職員	（略）
	東京経済大学地区防災センター運営班 ○情報管理課 ○災害初動要員（地区防災センター担当）	配置職員	（略）	東京経済大学地区防災センター運営班 ○情報管理課 ○災害初動要員（地区防災センター担当）	配置職員	（略）
	国分寺市消防団	消防団員	（略）	国分寺市消防団	消防団員	（略）

頁	現行				改正			
	資 料 編 目 次				資 料 編 目 次			
		資料名	資料編 ページ	本編該当 ページ		資料名	資料編 ページ	本編該当 ページ
	資料 1－1	国分寺市防災会議条例	資－ 1	1-3	資料 1－1	国分寺市防災会議条例	資－ 1	1-3
	資料 1－2	国分寺市消防団条例	資－ 3	1-4	資料 1－2	国分寺市消防団条例	資－ 3	1-4
	資料 1－3	国分寺市消防団規則	資－ 6	1-4	資料 1－3	国分寺市消防団規則	資－ 6	1-4
	資料 1－4	消防事務の委託に関する規約	資－ 10	1-6	資料 1－4	消防事務の委託に関する規約	資－ 10	1-6
	資料 1－5	国分寺市民防災推進委員設置規程	資－ 14	1-9	資料 1－5	国分寺市民防災推進委員設置規程	資－ 14	1-9
	資料 1－6	国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱	資－ 16	1-9	資料 1－6	国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱	資－ 16	1-9
	資料 1－7	国分寺市防災まちづくり推進地区協定書	資－ 18	1-9	資料 1－7	国分寺市防災まちづくり推進地区協定書	資－ 18	1-9
	資料 2－1	国分寺市防災資機材貸出要綱	資－ 19	2-16	資料 2－1	国分寺市防災資機材貸出要綱	資－ 19	2-16
	資料 2－2	国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則	資－ 21	2-34	資料 2－2	国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則	資－ 21	2-34
	資料 2－3	国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則	資－ 26	2-34	資料 2－3	国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則	資－ 26	2-34
	資料 2－4	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則	資－ 28	2-34	資料 2－4	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則	資－ 28	2-34
	資料 2－5	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧	資－ 32	2-38	資料 2－5	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧	資－ 32	2-38
	資料 2－6	国分寺市緊急輸送道路指定状況	資－ 33	2-53	資料 2－6	国分寺市緊急輸送道路指定状況	資－ 33	2-53
	資料 2－7	国分寺市庁用車一覧	資－ 35	2-53	資料 2－7	国分寺市庁用車一覧	資－ 35	2-53
	資料 2－8	国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則	資－ 39	2-57	資料 2－8	国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則	資－ 39	2-57
	資料 2－9	国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱	資－ 43	2-75	資料 2－9	国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱	資－ 43	2-75
	資料 2－1 0	防災備蓄用品備蓄計画進捗管理表	資－ 48	2-78	資料 2－1 0	防災備蓄品の保管及び災害時における配布の支援に関する協定書	資－ 48	2-77
	資料 2－1 1	東京都帰宅困難者対策条例	資－ 50	2-82				
	資料 3－1	国分寺市災害対策本部条例	資－ 53	3-2	資料 2－1 1	防災備蓄用品備蓄計画進捗管理表	資－ 51	2-78
	資料 3－2	国分寺市災害対策本部条例施行規則	資－ 54	3-2	資料 2－1 2	東京都帰宅困難者対策条例	資－ 53	2-82
	資料 3－3	国分寺市災害初動要員設置規程	資－ 58	3-13	資料 2－1 3	災害時における罹災証明書発行に関する協定書	資－ 56	2-93
	資料 3－4	避難所施設利用に関する協定書（都立国分寺高校）	資－ 61	3-22	資料 3－1	国分寺市災害対策本部条例	資－ 58	3-2
	資料 3－5	地区防災センターの管理運営に関する協定書（東京経済大学）	資－ 63	3-22	資料 3－2	国分寺市災害対策本部条例施行規則	資－ 59	3-2
	資料 3－6	関係機関の活動体制	資－ 66	3-31	資料 3－3	国分寺市災害初動要員設置規程	資－ 63	3-13
	資料 3－7	非常通信の運用に関する協定書	資－ 78	3-34	資料 3－4	避難所施設利用に関する協定書（都立国分寺高校）	資－ 66	3-22
					資料 3－5	地区防災センターの管理運営に関する協定書（東京経	資－ 68	3-22

頁	現行					改正				
	資料３－８	携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準	資－ 80	3-45			済大学)			
	資料３－９	国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準	資－ 82	3-45		資料３－６	関係機関の活動体制	<u>資－ 71</u>	3-31	
	資料３－１０	国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準	資－ 83	3-45		資料３－７	非常通信の運用に関する協定書	<u>資－ 83</u>	3-34	
	資料３－１１	災害時における災害情報の放送等に関する協定書(ジェイコム東京)	資－ 84	3-45		資料３－８	携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準	<u>資－ 85</u>	3-45	
	資料３－１２	災害時における災害情報の放送業務に関する協定書(ＦＭたちかわ)	資－ 86	3-45		資料３－９	国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準	<u>資－ 87</u>	3-45	
	資料３－１３	市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力	資－ 88	3-51		資料３－１０	国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準	<u>資－ 88</u>	3-45	
		災害時の避難場所相互利用に関する協定書(立川市)	資－ 88	3-51		資料３－１１	災害時における災害情報の放送等に関する協定書(ジェイコム東京)	<u>資－ 89</u>	3-45	
		災害時の避難場所相互利用に関する協定書(国立市)	資－ 89	3-51		資料３－１２	災害時における災害情報の放送業務に関する協定書(ＦＭたちかわ)	<u>資－ 91</u>	3-45	
		災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小平市)	資－ 91	3-51		資料３－１３	市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力	<u>資－ 93</u>	3-51	
		災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小金井市)	資－ 93	3-51			災害時の避難場所相互利用に関する協定書(立川市)	<u>資－ 93</u>	3-51	
		府中市、国分寺市及び国立市に係る消防の相互応援に関する協定書(府中市・国立市)	資－ 95	3-51			災害時の避難場所相互利用に関する協定書(国立市)	<u>資－ 94</u>	3-51	
		消防相互応援に関する協定書(立川市)	資－ 96	3-51			災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小平市)	<u>資－ 96</u>	3-51	
		小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定(小金井市・小平市)	資－ 98	3-51			災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小金井市)	<u>資－ 98</u>	3-51	
		震災時等の相互応援に関する協定(東京都市町村防災事務連絡協議会 30 市町村)	資－ 100	3-51			府中市、国分寺市及び国立市に係る消防の相互応援に関する協定書(府中市・国立市)	<u>資－ 100</u>	3-51	
		姉妹都市災害相互応援協定(佐渡市)	資-102	3-51			消防相互応援に関する協定書(立川市)	<u>資－ 101</u>	3-51	
		災害時相互応援に関する協定書(多賀城市)	資-104	3-51			小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定(小金井市・小平市)	<u>資－ 103</u>	3-51	
		災害時相互応援に関する協定書(太宰府市)	資-106	3-51			震災時等の相互応援に関する協定(東京都市町村防災事務連絡協議会 30 市町村)	<u>資－ 105</u>	3-51	
		災害時相互応援に関する協定書(飯山市)	資-108	3-51			姉妹都市災害相互応援協定(佐渡市)	<u>資－ 107</u>	3-51	
		災害時相互応援に関する協定書(奈良市)	資-110	3-51			災害時相互応援に関する協定書(多賀城市)	<u>資－ 109</u>	3-51	
		災害時相互応援に関する協定書(魚津市)	資-112	3-51			災害時相互応援に関する協定書(太宰府市)	<u>資-111</u>	3-51	
		中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	資-115	3-51			災害時相互応援に関する協定書(飯山市)	<u>資-113</u>	3-51	
		東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	資-117	3-51			災害時相互応援に関する協定書(奈良市)	<u>資-115</u>	3-51	
		広域避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	資-120	3-51			災害時相互応援に関する協定書(魚津市)	<u>資-117</u>	3-51	
	資料３－１４	国分寺市被災者証明書交付要綱	資-123	3-51			中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	<u>資-120</u>	3-51	
	資料３－１５	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	資-125	3-57			東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	<u>資-122</u>	3-51	
							広域避難場所となる都立公園における連携協力に関	<u>資-125</u>	3-51	

頁	現行					改正				
	資料 3－1 6	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺市建設業協会)	資-128	3-71			する基本協定書			
	資料 3－1 7	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺市建築組合)	資-130	3-71		資料 3－1 4	国分寺市被災者証明書交付要綱	<u>資-128</u>	3-51	
	資料 3－1 8	災害時における応急対策活動に関する協定書(東京土建)	資-132	3-71		資料 3－1 5	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	<u>資-130</u>	3-57	
	資料 3－1 9	災害時における応急活動の協力に関する協定書(東京都自動車整備振興会多摩中央支部)	資-134	3-71		資料 3－1 6	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺市建設業協会)	<u>資-128</u>	3-71	
	資料 3－2 0	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (S &D 多摩ホールディングス株式会社、トヨタ S&D 西東京株式会社)	資-136	3-73		資料 3－1 7	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺市建築組合)	<u>資-135</u>	3-71	
	資料 3－2 1	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (佐川急便株式会社)	資-139	3-74		資料 3－1 8	災害時における応急対策活動に関する協定書(東京土建)	<u>資-137</u>	3-71	
	資料 3－2 2	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市医師会)	資-142	3-93		資料 3－1 9	災害時における応急活動の協力に関する協定書(東京都自動車整備振興会多摩中央支部)	<u>資-139</u>	3-71	
	資料 3－2 3	災害時の歯科医療救護活動についての協定書(国分寺市歯科医師会)	資-145	3-93		資料 3－2 0	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (S &D 多摩ホールディングス株式会社、トヨタ S&D 西東京株式会社)	<u>資-141</u>	3-73	
	資料 3－2 4	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市薬剤師会)	資-148	3-93		資料 3－2 1	<u>災害時における車両提供に関する協定書 (武州交通興業株式会社)</u>	<u>資-144</u>	3-73	
	資料 3－2 5	災害時の応急救護活動等についての協定(東京都柔道整復師会多摩中央支部)	資-151	3-93		資料 3－2 2	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (佐川急便株式会社)	<u>資-147</u>	3-74	
	資料 3－2 6	災害時における妊産婦等への支援活動等に関する協定書 (公益社団法人東京都助産師会国分寺地区分会)	資-153	3-93		資料 3－2 3	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市医師会)	<u>資-150</u>	3-93	
	資料 3－2 7	災害時における協力に関する協定書 (国分寺郵便局)	資-155	3-105		資料 3－2 4	災害時の歯科医療救護活動についての協定書(国分寺市歯科医師会)	<u>資-153</u>	3-93	
	資料 3－2 8	災害時の動物救護活動についての協定書(東京都獣医師会多摩東支部)	資-157	3-141		資料 3－2 5	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市薬剤師会)	<u>資-156</u>	3-93	
	資料 3－2 9	災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書 (国分寺市軟式少年野球連盟)	資-161	3-133		資料 3－2 6	災害時の応急救護活動等についての協定(東京都柔道整復師会多摩中央支部)	<u>資-159</u>	3-93	
	資料 3－3 0	災害時における理容活動に関する協定書(東京都理容生活衛生同業組合小金井支部)	資-163	3-139		資料 3－2 7	災害時における妊産婦等への支援活動等に関する協定書 (公益社団法人東京都助産師会国分寺地区分会)	<u>資-161</u>	3-93	
	資料 3－3 1	災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定書 (NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会)	資-165	3-150		資料 3－2 8	災害時における協力に関する協定書 (国分寺郵便局)	<u>資-163</u>	3-105	
	資料 3－3 2	災害時における障害者(児)の支援に関する協定書	資-167	3-151		資料 3－2 9	災害時の動物救護活動についての協定書(東京都獣医師会多摩東支部)	<u>資-165</u>	3-141	
	資料 3－3 3	災害時における被災乳児等の緊急受け入れに関する	資-199	3-151		<u>資料 3－3 0</u>	災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書 (国分寺市軟式少年野球連盟)	<u>資-166</u>	3-133	
						<u>資料 3－3 1</u>	<u>災害時における地区防災センター運営支援協力に</u>	<u>資-171</u>	<u>3-133</u>	

頁	現行				改正				
		協定書				<u>する協定書（国分寺市商工会）</u>			
	資料３－３４	災害時における高齢者の支援に関する協定書	資-202	3-151	<u>資料３－３２</u>	災害時における理容活動に関する協定書(東京都理容生活衛生同業組合小金井支部)	<u>資-173</u>	3-139	
	資料３－３５	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）	資-211	3-162	<u>資料３－３３</u>	災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定書（ＮＰＯ法人国分寺ハンディキャブ運営委員会）	<u>資-175</u>	3-150	
	資料３－３６	災害時における物資の供給協力に関する協定書(株式会社イトーヨーカ堂)	資-215	3-162	<u>資料３－３４</u>	災害時における障害者(児)の支援に関する協定書	<u>資-177</u>	3-151	
	資料３－３７	災害時における物資の供給協力に関する協定書(生活協同組合コープ東京)	資-218	3-162	<u>資料３－３５</u>	災害時における被災乳児等の緊急受け入れに関する協定書	<u>資-209</u>	3-151	
	資料３－３８	災害救助物資の緊急調達に関する協定書(株式会社サンドラッグ)	資-221	3-162	<u>資料３－３６</u>	災害時における高齢者の支援に関する協定書	<u>資-212</u>	3-151	
	資料３－３９	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社マツモトキヨシ)	資-223	3-165	<u>資料３－３７</u>	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）	<u>資-221</u>	3-162	
	資料３－４０	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社コカラファインヘルスケア)	資-225	3-165	<u>資料３－３８</u>	災害時における物資の供給協力に関する協定書(株式会社イトーヨーカ堂)	<u>資-225</u>	3-162	
	資料３－４１	地震災害時における帰宅困難者対応等緊急連絡体制	資-227	3-171	<u>資料３－３９</u>	災害時における物資の供給協力に関する協定書(生活協同組合コープ東京)	<u>資-228</u>	3-162	
	資料３－４２	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(ＪＲ国分寺駅・西国分寺駅)	資-228	3-171	<u>資料３－４０</u>	災害救助物資の緊急調達に関する協定書(株式会社サンドラッグ)	<u>資-231</u>	3-162	
	資料３－４３	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社サン・エキスプレス）	資-234	3-179	<u>資料３－４１</u>	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社マツモトキヨシ)	<u>資-233</u>	3-165	
	資料３－４４	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店）	資-236	3-179	<u>資料３－４２</u>	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社コカラファインヘルスケア)	<u>資-235</u>	3-165	
	資料３－４５	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（松浦商事株式会社）	資-238	3-179	<u>資料３－４３</u>	<u>災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書（一般社団法人日本福祉用具供給協会）</u>	<u>資-237</u>	3-165	
	資料３－４６	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社大東建興国分寺支店）	資-240	3-179	<u>資料３－４４</u>	地震災害時における帰宅困難者対応等緊急連絡体制	<u>資-240</u>	3-171	
	資料３－４７	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）	資-242	3-183	<u>資料３－４５</u>	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(ＪＲ国分寺駅・西国分寺駅)	<u>資-241</u>	3-171	
	資料３－４８	災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（高杉商事株式会社）	資-244	3-183	<u>資料３－４６</u>	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社サン・エキスプレス）	<u>資-247</u>	3-179	
	資料３－４９	災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書国分寺市管工事組合）	資-246	3-186	<u>資料３－４７</u>	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店）	<u>資-249</u>	3-179	
	資料３－５０	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局、29 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合）	資-249	3-186	<u>資料３－４８</u>	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（松浦商事株式会社）	<u>資-251</u>	3-179	
	資料３－５１	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支	資-254	3-186	<u>資料３－４９</u>	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社大東建興国分寺支店）	<u>資-253</u>	3-179	
					<u>資料３－５０</u>	<u>災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定書（国分寺環境事業協会）</u>	<u>資-255</u>	<u>3-179</u>	

頁	現行				改正					
		援協力に関する協定（東京都下水道局、29 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）			<u>資料 3－5 1</u>	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）	<u>資-258</u>	3-183		
	資料 3－5 2	災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社立川支社）	資-259	3-187	<u>資料 3－5 2</u>	災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（高杉商事株式会社）	<u>資-260</u>	3-183		
	資料 3－5 3	災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）	資-262	3-187	<u>資料 3－5 3</u>	災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書国分寺市管工事組合）	<u>資-262</u>	3-186		
	資料 3－5 4	国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱	資-265	3-201	<u>資料 3－5 4</u>	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局、29 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合）	<u>資-265</u>	3-186		
	資料 3－5 5	国分寺市防犯まちづくり委員会会則	資-267	3-201						
	資料 3－5 6	国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催規程	資-270	3-201	<u>資料 3－5 5</u>	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局、29 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）	<u>資-270</u>	3-186		
	資料 3－5 7	国分寺市罹災証明書等交付要綱	資-272	3-211						
	資料 3－5 8	災害時にける被災者支援に関する協定書（東京都行政書士会国分寺支部）	資-275	3-211	<u>資料 3－5 6</u>	災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社立川支社）	<u>資-275</u>	3-187		
	資料 3－5 9	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-279	3-212	<u>資料 3－5 7</u>	災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）	<u>資-278</u>	3-187		
	資料 3－6 0	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-284	3-212	<u>資料 3－5 8</u>	国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱	<u>資-281</u>	3-201		
	資料 3－6 1	国分寺市災害見舞金等支給に関する規則	資-289	3-213	<u>資料 3－5 9</u>	国分寺市防犯まちづくり委員会会則	<u>資-283</u>	3-201		
	資料 3－6 2	災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱	資-291	3-216	<u>資料 3－6 0</u>	国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催規程	<u>資-286</u>	3-201		
	資料 3－6 3	国分寺市災害被災者等援護条例	資-294	3-220	<u>資料 3－6 1</u>	国分寺市罹災証明書等交付要綱	<u>資-288</u>	3-211		
	資料 3－6 4	国分寺市災害被災者等援護条例施行規則	資-298	3-220	<u>資料 3－6 2</u>	災害時にける被災者支援に関する協定書（東京都行政書士会国分寺支部）	<u>資-291</u>	3-211		
	資料 3－6 5	国分寺市住宅改修等の融資に関する条例	資-301	3-220	<u>資料 3－6 3</u>	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例	<u>資-295</u>	3-212		
	資料 3－6 6	崖の崩壊による災害防止に関する融資条例	資-304	3-220	<u>資料 3－6 4</u>	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	<u>資-300</u>	3-212		
	資料 3－6 7	崖の崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則	資-307	3-220	<u>資料 3－6 5</u>	国分寺市災害見舞金等支給に関する規則	<u>資-305</u>	3-213		
	資料 3－6 8	災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、市区町村）	資-309	3-232	<u>資料 3－6 6</u>	災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱	<u>資-307</u>	3-216		
	資料 6－1	超大型台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムライン	資-312	6-3	<u>資料 3－6 7</u>	国分寺市災害被災者等援護条例	<u>資-311</u>	3-220		
					<u>資料 3－6 8</u>	国分寺市災害被災者等援護条例施行規則	<u>資-314</u>	3-220		
					<u>資料 3－6 9</u>	国分寺市住宅改修等の融資に関する条例	<u>資-317</u>	3-220		
					<u>資料 3－7 0</u>	崖の崩壊による災害防止に関する融資条例	<u>資-320</u>	3-220		
					<u>資料 3－7 1</u>	崖の崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則	<u>資-323</u>	3-220		

頁	現行	改正			
		資料 3－7 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、市区町村） 資料 6－1 超大型台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムライン	資-325 資-328	3-232 6-3	
資-48	（新規）	資料 2－1 0 防災備蓄品の保管及び災害時における配布の支援に関する協定書 国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市商工会（以下「乙」という。）は、防災備蓄品の保管及び災害時における配布に関し、次のとおり協定を締結する。 （趣旨） 第 1 条 この協定は、災害時に備えた防災備蓄品の保管及び災害時における配布について、甲が乙及び乙の会員に求める協力並びに乙及び乙の会員が実施する支援活動等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			

頁	現行	改正
		(1) 災害時 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に掲げる災害が発生したときをいう。 (2) 防災備蓄品 甲が災害時に備えて予め購入した物資をいう。 (3) 協力保管場所 乙の会員が管理する建物内における防災備蓄品を保管する場所をいう。 (4) 保管者 協力保管場所で防災備蓄品を保管する乙の会員をいう。 (支援方針) 第 3 条 乙は、甲に対し、協力保管場所を提供できる乙の会員の把握及び通知等について、できる限り協力するものとする。 2 乙は、次条以降に示す協力内容を原則として無償で行うものとする。 (通知及び登録) 第 4 条 乙は、本協定の趣旨に賛同して協力保管場所を提供できる乙の会員を把握し、当該会員の事前の同意を得た上で、協力保管場所提供可能通知書(様式第 1 号)により、甲に通知するものとする。 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力保管場所候補（以下「候補」という。）として、協力保管場所登録台帳(様式第 2 号。以下「台帳」という。)に登録するものとする。 (提供依頼及び承諾) 第 5 条 甲は、台帳に登録された候補のうち、防災備蓄品の保管場所として適当であると判断したものに係る管理者に対し、乙を通じて協力保管場所提供依頼書(様式第 3 号)を交付するものとする。 2 前項の交付を受けた管理者は、乙を通じて協力保管場所提供承諾書（様式第 4 号）を甲に提出するものとする。 (防災備蓄品の受渡し) 第 6 条 甲は、原則として、乙に連絡の上、協力保管場所に直接防災備蓄品を納品するものとし、保管者は、防災備蓄品の受領と引き換えに、甲に対し、防災備蓄品受領書（様式第 5 号）を提

頁	現行	改正
		出するものとする。 2 甲は、保管者に防災備蓄品を預けたときは、その品目、数量その他必要な事項を台帳に登録するものとする。 (防災備蓄品の保管及び損害賠償等) 第7条 保管者は、甲から預かった防災備蓄品を、自ら使用し又は第三者に売買、贈与、貸与もしくは寄託することなく、協力保管場所において善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。 2 保管者は、前項の保管を無償で行うものとし、費用前払請求、費用償還請求、代弁済請求その他の請求をすることができないものとする。ただし、防災備蓄品の性質又は瑕疵によって生じた損害に係る損害賠償請求権（甲が過失なく防災備蓄品の性質若しくは瑕疵を知らなかったとき又は保管者がこれを知っていたときを除く。）については、この限りでない。 3 甲は、乙に対し、いつでも防災備蓄品の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な措置を求めることができるものとし、乙は当該求めを受けた場合、速やかに保管者に対して、これらの求めへの対応を求めるものとする。 4 保管者は、保管物資に滅失、損傷その他の異常を発見したときは、速やかにその内容を乙を通じて甲に報告するものとする。 5 甲は、保管物資が滅失し、又は損傷して甲に損害が生じた場合においても、乙及び保管者に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、その損害が保管者の故意又は重大な過失により生じた場合については、この限りではない。 (協力保管場所の変更等) 第8条 保管者は、協力保管場所を変更し、又は廃止する場合その他台帳に登録した事項に変更等がある場合は、協力保管場所変更等通知書（様式第6号）を、乙を通じて甲に提出するものとする。 2 前項により、防災備蓄品を甲に返却する必要があるときは、保管者は原則として乙を通じて行うものとし、この場合において、甲は、保管者に対し、防災備蓄品と引き換えに、乙を通じて防災備蓄品返還確認書（様式第7号）を交付するものとする。

頁	現行	改正
		(災害時における配布) 第 9 条 甲は、災害時において、協力保管場所に保管している防災備蓄品を配布する必要があると判断したときは、原則として乙を通じて、保管者に防災備蓄品の配布を依頼するものし、保管者は、合理的な理由なくこれを拒んではならないものとする。 2 保管者は、前項の依頼を受けた場合は、甲が示した配布方法を順守し、防災備蓄品を配布するものとする。 3 保管者が、防災備蓄品を配布するために要した経費は、原則として保管者が負担するものとする。 4 甲は、災害時の支援の実施に伴い保管者に損害が発生した場合は、賠償するものとする。 5 保管者は、甲に対し、乙を通じて防災備蓄品の配布状況を報告するものとする。 (有効期間) 第 10 条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 3 か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に 1 年間延長されるものとし、その以後においても同様とする。 (協議) 第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。 令和 7 年 3 月 3 1 日

頁	現行	改正
		甲 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号 国分寺市 国分寺市長 井澤 邦夫 乙 東京都国分寺市本多二丁目 3 番 3 号 国分寺市商工会 会長 込山 雄茂

頁	現行	改正
資-56	(新規)	資料 2－1 3 災害時における罹災証明書発行に関する協定書 国分寺市（以下「甲」という。）と東京消防庁国分寺消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時に発生した火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。 （目的） 第 1 条 この協定は、災害発生時に備え、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。 （連絡会の開催） 第 2 条 甲と乙は、災害が発生した後に協議を行い、連携して罹災証明の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。 (1) 建物の被害状況調査開始時期に関すること。 (2) 建物の被害状況調査体制に関すること。 (3) 情報の共有に関すること。 (4) 罹災証明書の発行場所に関すること。 (5) 罹災証明書の交付窓口業務に関すること。 (6) 罹災証明書の交付開始時期及び終了時期に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。 （被災者生活再建支援システム等の活用） 第 3 条 甲は、乙の火災調査業務において、被災者生活再建支援システムから出力した情報を提供する場合には、罹災証明書の発行に必要な範囲において、当該システムを活用するものとする。 （被災情報の提供） 第 4 条 甲は、乙が火災調査業務を行うために必要があると認められる場合は、甲は乙の求めに応じ、被災者の情報（住民基本台帳に係る情報及び固定資産課税台帳のうち、家屋課税台帳に係る情報）を提供するものとする。 2 乙は、甲が罹災証明書の発行に必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、罹災証明書の発行に必要な範囲において、火災調査結果の情報を提供するものとする。 3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を提供するものとする。 （発行窓口業務） 第 5 条 乙は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

頁	現行	改正
		(情報管理) 第6条 甲及び乙は、前条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。 2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。 (提供情報の目的外使用の禁止) 第7条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項及び第3項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。 2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第4条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。 (有効期限) 第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。 (協議) 第9条 本協定の解釈上に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。 本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。 令和7年 5月20日 甲 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号 国分寺市 国分寺市長 井 澤 邦 夫 乙 東京都国分寺市泉町二丁目2番3号 東京消防庁国分寺消防署 国分寺消防署長 梶 野 賢 一

頁	現行	改正
資-144	(新規)	<u>資料 3－2 1 災害時における車両提供に関する協定書</u> 国分寺市（以下「甲」という。）と武州交通興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における車両の提供に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第 1 条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害時における負傷者等の搬送や物品の輸送等において、乙が所有する車両の提供に関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。 （協力要請） 第 2 条 甲は、災害時において、車両の提供を受ける必要があると判断したときには、乙に対して車両提供要請書（第 1 号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。 （協力の実施） 第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、車両の提供及び車両運転手について、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。 （報告） 第 4 条 乙は、前条により実施した業務が完了したときは、その活動内容を車両使用報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。 （費用負担） 第 5 条 甲は、第 4 条の規定により、乙が実施した車両提供に要した費用及び人件費を負担するものとする。 2 前項の費用の額は、当該災害発生時直前の車両使用料及び人件費を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

頁	現行	改正
		(費用の請求) 第6条 乙は、甲の業務が終了し、車両の返却後、速やかに前条の費用を甲に請求する。 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。 (事故等) 第7条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその供給の継続に努めるものとする。 2 乙は、車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。 3 甲の要請した活動中による事故等により損害を与え又は、滅失したときは、乙は、乙が加入している保険を適用し、甲への費用請求を行わないものとする。 (燃料の確保) 第8条 甲が乙からの車両の提供を受けている期間中は、甲の責任において当該車両の燃料を確保する。 (損害補償) 第9条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する社員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。 (連絡責任者) 第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（第3号様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出

頁	現行	改正
		するものとする。 (協議) 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。 (期間) 第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。 平成28年8月10日 甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1 国分寺市 国分寺市長 井 澤 邦 夫 乙 東京都西恋ヶ窪一丁目45番地19号 武州交通興業株式会社 代表取締役 馬 場 文 彦

頁	現行	改正
資-168	(新規)	資料 3－3 1 災害時における地区防災センター運営等支援協力に関する協定書 国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市商工会（以下「乙」という。）は、災害時における地区防災センターの開設及び運営に対する支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。 (趣旨) 第 1 条 この協定は、災害時において、甲が設置する地区防災センターの円滑な開設及び運営体制の整備を図るため、乙が行う協力及び乙の会員である協力員が行う支援に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 災害時 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に掲げる自然現象等のうち、地震による被害が発生したときをいう。 (2) 地区防災センター 災害時に甲が国分寺市地域防災計画に基づき、市立小中学校、都立国分寺高等学校及び東京経済大学に開設する地域の防災拠点をいう。 (3) 協力員 本協定の趣旨に賛同して地区防災センターの開設及び運営に対する支援を行う乙の会員をいう。 (協力方針) 第 3 条 乙は、甲に対し、協力員の募集及び連絡等について、できる限り協力するものとする。 2 乙は、次条以降に示す協力内容を原則として無償で行うものとする。 (協力員の通知及び登録) 第 4 条 乙は、甲が定める条件に従い、乙の会員に対して協力員の募集を行い、これに応じた者の同意を得た上で、当該会員の氏名、住所、支援先地区防災センター等を協力員通知書(様式第 1 号)により、甲に通知するものとする。 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力員登録台帳(様式第 2 号。以下「台帳」とい

頁	現行	改正
		う。)に登録するものとする。 3 甲は、乙を通じて、協力員に協力員登録証（様式第3号）を交付するとともに、活動時に着用する腕章を貸与する。なお、協力員は、その任を終えたときは、腕章を甲に返却する。 （平時の活動） 第5条 甲は、地区防災センターの開設運営訓練に協力員の参加を求める際は、その周知連絡について、乙に協力を求めることができる。 2 乙は、前項の協力依頼があったときは、協力員に対し、積極的な参加を呼びかけるものとする。 3 協力員は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、可能な限り、甲が行う地区防災センターの開設運営訓練（防災訓練を含む。）に参加するものとする。 （災害時の活動） 第6条 協力員は、国分寺市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、可能な限り、協力員登録証に記載された地区防災センターに自発的に参集し、甲の職員が実施する地区防災センターの開設及び運営を支援するものとする。 （損害補償） 第7条 災害時の支援の実施に伴い協力員に損害が発生した場合、甲が賠償するものとする。 （協力員の変更等） 第8条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は協力員から取消しの申し出があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに、台帳の内容を修正又は取消しするものとする。 （有効期間） 第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長される

頁	現行	改正
		ものとし、その以後においても同様とする。 (協議) 第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。 令和 7 年 3 月 3 1 日 甲 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号 国分寺市 国分寺市長 井澤 邦夫 乙 東京都国分寺市本多二丁目 3 番 3 号 国分寺市商工会 会長 込山 雄茂

頁	現行	改正
資-237	(新規)	資料 3－4 3 災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書 国分寺市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉用具等物の供給に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第 1 条 この協定は、国分寺市内において災害対策基本法（昭和 36 年第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。 （協力事項の発動） 第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。 （福祉用具等物資供給の協力要請及び協力の実施） 第 3 条 甲は、災害時において福祉用具等物資を必要とするとき、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署と連絡調整を行うものとする。 2 甲は、前項に基づく要請をするときは、福祉用具等物資要請書（第 1 号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは他の方法で要請を行い、事後要請書を提出するものとする。 3 乙は、前項の規定により甲から申請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。 4 甲が、乙に供給を要請する福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。 5 乙は、甲の要請があったときは、前項により定められた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

頁	現行	改正
		(福祉用具等物資の運搬及び運搬車両の通行) 第4条 福祉用具等物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。 2 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙又は乙の指定する者の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合は、可能な限り協力するものとする。 (福祉用具等物資の引渡し) 第5条 福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。 (福祉用具等物資の適合確認) 第6条 乙は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員を甲の避難所等に派遣し、地の状況や災害時の要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合確認を行うものとする。 (配慮事項) 第7条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難指示その他立入制限が出ている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。 また、物資を避難所へ搬入するにあたり感染症対策の観点から、乙は一般的な対策（マスクの着用、消毒液の使用等）を講じるものとするが、甲は避難所を管理する立場から避難所全体の感染症対策に配慮するものとし、乙に対しても必要に応じて適切な指示を行うものとする。 (費用負担) 第8条 乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。 2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。 3 甲は、前項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に

頁	現行	改正
		支払うものとする。やむを得ず期限内に支払うことが困難な場合には、甲乙協議の上、変更できるものとする。 (損害の負担) 第 9 条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。 (情報連絡体制) 第 10 条甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年 4 月 30 日までに同月 1 日の担当者を連絡責任者名簿（第 2 号様式）にて報告するものとする。 (平常時における防災活動への協力) 第 11 条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するよう努めるものとする。 (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加 (2) その他、甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力 (有効期間) 第 12 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。 (疑義の決定) 第 13 条 この協定に定めのない事項を又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。 本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各 1 通を保有する。 令和 6 年 12 月 23 日

頁	現行	改正
		甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1 国分寺市 国分寺市長 井 澤 邦 夫 乙 東京都港区浜松町二丁目 7 番地 15 号 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長 小 野 木 孝 二

頁	現行	改正
資-249	(新規)	資料 3－50 災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定書 国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺環境事業協会（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭より排出される生活ごみ、災害ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ及びし尿（以下「災害時廃棄物」という。）の収集並びに運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な被害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。 （協力） 第2条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、応急対策として災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し協力を依頼するものとする。 2 甲は、乙に対し協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。 （1）災害の状況 （2）災害時廃棄物の内容及び状況等 （3）災害時廃棄物の収集場所 （4）災害時廃棄物の運搬先の場所 （5）災害時廃棄物収集等の実施内容 （6）災害時廃棄物収集等の期間 （7）その他必要事項 3 乙は、前項の規定により甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を乙に加盟する会社が調達し、可能な限り災害時廃棄物の収集等を実施するものとする。 4 前項の規定による災害時廃棄物の収集等の業務については、甲が委託するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約により行う業務とは、別の業務とする。 （業務の実施） 第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、甲の依頼内容及び災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に派遣されている甲の職員の指示に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。 2 乙は、仮置場にある災害時廃棄物を、最終処分先等の甲が別に指示する場所へ運搬又は搬入することについて甲からの依頼を受けたときは、可能な限り対応するものとする。 3 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。 4 乙は、災害時廃棄物の収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

頁	現行	改正
		(1) 災害復旧作業の環境を損なわないよう十分に配慮すること。 (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。 (3) 周囲の生活環境に十分に配慮すること。 5 乙は、災害時廃棄物の収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。 (費用の負担) 第4条 第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物の収集等については、甲が経費を負担するものとする。 2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ及びし尿の収集等に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上、これを決定する。 (請求及び支払い) 第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物の収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添付し甲に請求する。 2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかにその費用を支払うものとする。 (損害補償) 第6条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。 (協定の有効期間) 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の2箇月前までに甲又は乙より書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。 (協議) 第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

頁	現行	改正
		令和 7 年 3 月 2 8 日 甲 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 1 8 号 国分寺市 国分寺市長 井 澤 邦 夫 乙 東京都国分寺市本町二丁目 23 番 6 ー 410 号 （株式会社大東建興国分寺支店内） 国分寺環境事業協会 会 長 堀 敏 明